



下呂市立小坂老人保健施設運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 29 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市告示第202号

下呂市立小坂老人保健施設運営規程の一部を改正する規程

下呂市立小坂老人保健施設運営規程(令和 6 年下呂市告示第12号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(サービス費用等) 第 7 条 (略) 2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。 (1) 食事の提供に要する費用 朝食 1 食につき <u>500円</u> 昼食 1 食につき <u>730円</u> 夕食 1 食につき <u>670円</u> (2)・(3) (略) 3～7 (略)	(サービス費用等) 第 7 条 (略) 2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。 (1) 食事の提供に要する費用 朝食 1 食につき <u>470円</u> 昼食 1 食につき <u>690円</u> 夕食 1 食につき <u>640円</u> (2)・(3) (略) 3～7 (略)

附 則

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。